

(資料1)

健体第56-40号
令和5年2月14日

各県立学校長様

群馬県教育委員会事務局
健康体育課長 橋 憲市
高校教育課長 天野 正明
特別支援教育課長 町田 英之

卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について

このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局長から通知があり、児童生徒等のマスクの取扱いについて示されました。

県立高等学校等の卒業証書授与式における対応については、令和4年12月28日付け高教第311-19号にて通知（県立特別支援学校を除く）したところですが、式典におけるマスクの着用等については、別添「卒業式におけるマスクの取扱い等について」を踏まえ、下記のとおり適切に御対応ください。

また、年度内における卒業式以外の学校教育活動及び4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方についても下記の内容を確認の上、貴校教職員へ周知くださいますようお願ひいたします。

記

1 卒業式におけるマスクの着用の考え方

卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とし、各地域や学校の実情に応じて適切に実施する。

なお、様々な事情により、マスクの着用を希望したり、マスクを着用できない児童生徒や教職員もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにする。また、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。

※別添「卒業式におけるマスクの取扱い等について」を参照のこと。

2 年度内における卒業式以外の学校教育活動におけるマスクの着用の考え方

令和5年3月31日までの年度内における卒業式以外の学校教育活動については、従来どおり文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や関連する事務連絡等を踏まえつつ、メリハリのあるマスクの着用を指導する。

3 4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方

学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、政府対策本部の決定により令和5年4月1日から適用となるため、学校教育活動の実施に係る留意事項等については、改めて連絡する。

健康体育課	電話：027-226-4707
高校教育課	電話：027-226-4645
特別支援教育課	電話：027-226-4656

(資料1)

(公印省略)
健体第56-40号
令和5年2月14日

各市町村教育委員会
学校保健主管課長様

群馬県教育委員会事務局
健康体育課長橋憲市
義務教育課長春田晋

卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について

このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局長から通知があり、児童生徒等のマスクの取扱いについて示されました。

卒業式及び年度内における卒業式以外の学校教育活動、また、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、下記の内容を御確認の上、貴管下学校へ周知くださいますようお願いいたします。

記

1 卒業式におけるマスクの着用の考え方

卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とし、各地域や学校の実情に応じて適切に実施する。

なお、様々な事情により、マスクの着用を希望したり、マスクを着用できない児童生徒や教職員もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにする。また、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。

※別添「卒業式におけるマスクの取扱い等について」を参照のこと。

2 年度内における卒業式以外の学校教育活動におけるマスクの着用の考え方

令和5年3月31日までの年度内における卒業式以外の学校教育活動については、従来どおり文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や関連する事務連絡等を踏まえつつ、メリハリのあるマスクの着用を指導する。

3 4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方

学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、政府対策本部の決定により令和5年4月1日から適用となるため、学校教育活動の実施に係る留意事項等については、改めて連絡する。

健康体育課 電話：027-226-4707
義務教育課 電話：027-226-4615